

確定拠出年金 連絡会議	第 10 回 平成16年6月28日	資料 7
----------------	----------------------	------

確定拠出年金連絡会議
(第 9 回)
議 事 録

平成16年3月26日

確定拠出年金連絡会議（第9回）議事録

日 時：平成16年3月26日（金）15:30～17:37

場 所：厚生労働省 専用第22会議室

議 事：（1）確定拠出年金の施行状況について
（2）運営管理機関の実施状況について
（3）確定拠出年金実施アンケート調査について
（4）投資教育について
（5）その他

出席委員：加子座長、伊藤委員、太田委員、田中委員、徳住委員、秦委員
光谷委員、姫野委員、渡邊委員、吉田委員、吉野委員

オブザーバー：

田村正雄（社団法人生活福祉研究機構理事）

石田成則（山口大学経済学部教授）

関係団体等：

松井博志（日本経済団体連合会国民生活本部副本部長）

小野 明（日本商工会議所新規プロジェクト担当付副本部長）

神崎忠彦（経済産業省経済産業政策局企業行動課長補佐）

石塚 栄（厚生年金基金連合会企画事業部長）

事務局：厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

○ 加子座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回「確定拠出年金連絡会議」を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、事務局よりメンバーの出欠状況を報告していただきたいと思います。

お願いいたします。

○ 矢崎課長

それでは、出欠状況等について、まず、ご報告申し上げたいと思います。

最初に、メンバーの方々に変更がございますのでご紹介させていただきます。

資料1の2枚目でございますが、連絡会議参加者の一覧表がございます。こちらをごらんいただきながらご説明させていただきますと思います。

まず、株式会社三越の小野様が人事異動により、株式会社三越人事部労務厚生担当ゼネラルマネジャーの福原裕様に替わられておられます。

また、関係団体等の方々におかれましては、経済産業省の成瀬様から、経済産業省経済産業政策局企業行動課長の豊永厚志様に替わられておられます。

なお、本日は後ほどご説明いただきますが、日本証券業協会を代表して、野村年金サポート&サービス株式会社から、確定拠出年金部長の大江様及びシニアマネージャーの和泉様が、日本損害保険協会の年金制度プロジェクトチームのリーダー会社である、東京海上火災保険株式会社から、営業推進部部長の川村様及びグループリーダーの中村様にご出席いただいております。

次に、本日のメンバーの出欠状況についてご報告申し上げます。

本日は、株式会社三越の福原様、東日本旅客鉄道株式会社の山根様にご欠席でございます。

その他のメンバーの方々には全員ご出席でございますが、徳住委員が少々遅れられるとのご連絡をいただいております。

なお、当方の渡邊審議官でございますが、所用のため欠席とさせていただきます。また、関係団体等の方々におかれましては、日本労働組合総連合会の小島様、経済産業省の豊永様にご欠席でございますけれども、経済産業省におかれましては、経済産業省経済産業政策局企業行動課課長補佐の神崎様に代理でご出席いただいております。

また、国民年金基金連合会から、本日の資料の説明にあたり、上席調査役の向山様にご出席いただいております。

なお、本日も何名か実施企業の方々が傍聴されていらっしゃることをご報告させていただきます。
以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございました。ただいま、事務局からご報告がありましたとおり、本日も実施企業の方々が傍聴にお越しいただいているということでございますので、前回と同様に、会議の最後に若干の時間を設けまして、傍聴者のうち確定拠出年金の実施企業の担当者の方々からのご質問等がございましたら、意見交換を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に移りたいと思います。

まず「確定拠出年金の施行状況」「企業年金関係改正案（確定拠出年金関係）について」「確定拠出年金関係の通知について」に関し事務局から説明をお願いいたします。

○ 松岡企画官

それでは、お手元の資料2、3、4についてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料の2でございますけれども「確定拠出年金の施行状況」についてでございます。

1ページ目をおめくりいただきましてごらんいただければと思いますが、平成16年の2月末現在でございますが、企業型の年金の承認規約数707件、加入者数が1月末でございますけれども、約65万9,000人、実施事業主数が2,007社ということでございます。

個人型年金の加入者等につきましては、2万6,743名となっております、着実に増加をしているところでございます。

その他につきましては、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料の3の「企業年金関係改正案（確定拠出年金関係）について」でございます。

これにつきましては、今回の年金制度改革法案の一部として、2月に国会に法案提出をしているものでございます。

まず、1点目は、「確定拠出年金の充実」ということで、拠出限度額の引き上げということでございます。

これは、限度額そのものにつきましては、政令事項ですが、年金改正法公布後ということで、平成16年10月実施を予定いたしております。

下の※ですが、こちらの移換限度額の撤廃といったところにつきましては、法律事項ということでございます。

それから、中途脱退時の要件緩和につきましては、平成17年10月実施予定ということでございます。これらにつきましては、前回ご説明いたしましたので、中身については省略させていただきます。

続きまして、3ページ目の「企業年金のポータビリティの確保」ということでございます。

各企業年金間からの資産移換をより拡大するというもので、確定給付企業年金から確定拠出年金にも資産移換を可能にするといったものでございます。これは、平成17年10月実施予定ということでございます。

おめくりいただきまして、4ページ目で、3つ目といたしまして「確定拠出年金の運営改善」でございます。

これは、前回の連絡会議で運営改善事項としてお示ししたもののうち、法改正事項につきましては、この法案の中に盛り込んだものでございます。

事項といたしましては「○軽微な事項の規約変更手続きの簡素化」「○複数企業が実施する規約の変更手続きの簡素化」といったものでございまして、これらにつきましては、平成16年10月実施ということで予定いたしております。

なお、そのほか政省令事項で運営改善事項がございまして、それらも併せて改正する予定で、時期としては、平成16年10月を予定いたしております。

続きまして、資料の4で「確定拠出年金関係の通知について」でございます。

まず、これらにつきましては、上の2つの事項につきましては、運営改善事項として前回ご説明したもので、通知、Q&Aの事項にわたるもので、3月中旬に通知等を発出しているものでございます。

1つ目は、規約の承認基準等についての一部改正ということで、1ページ目に書いているものでございます。

中身につきましては、3ページ目をお開きいただければと思いますが、Q&A形式でまとめて掲げさせていただいております。

この通知に書いている事項といたしまして、4つ目の事項の「一定の資格」のところでございます。勤続期間が3年に満たない者に対して、掛金の事業主返還規定を設けている場合に、雇用期間が当初から3年末

満であることが明確であるような者への代替措置を不要とできないかといったことをございますけれども、これについて通知、Q&Aで示しておりますけれども、3年未満ということが雇用契約等により確実に見込まれる者につきましては、労使合意により作成される規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることも可能といったことで、こういったことを通知、Q&Aでお示しいたしております。

下にございますように、労働条件が著しく異なっている者についての基準ということで、給与規程、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無等を基準に個別に判断するといったことで、ここも明確化させていただいております。

そのほか、いろいろございますけれども、こちらにつきましてもご参照いただければと思います。

おめくりいただきまして、5ページ目で、確定拠出年金の企業型年金の加入資格喪失者への移換手続の周知ということでございます。

これは、企業型年金をお辞めになって、加入資格がなくなられた方につきましては、個人型年金に資産移換を行うということになっておりますけれども、ただ、これには手続が必要でございます。

5行目にございますように、企業型年金の資格喪失日から、6か月以内に手続が行われなかった場合につきましては、国民年金基金連合会に自動移換されるということになっております。

この自動移換の件数が非常に増加する傾向にありまして、特に3月末の資格喪失者にかかる自動移換が多く発生している状況にございます。

平成15年12月末までの累計で見ますと、約7,500人に上っておりまして、資産額も25.7億円といったことで非常に数が増えてきております。

こういう状況につきましては、自動移換、そのまま資産が置いておかれるということになりまして、資産の運用もできませんし、掛金の納付もできないということになっておりますので、そういったことで、いろいろ問題にございますので、手続を行っていただくということが必要であろうということで、各事業主の方に資格を喪失した際の移換の手続の周知を十分行うようお願いするということで、地方厚生局を通じまして、実施事業主への周知をお願いしたところでございます。

各実施企業や運営管理機関におきましても、周知にご協力いただければということで考えております。

以上が、今回の関係の通知事項でございます。資料4につきましては以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございます。ただいまの件に関して、ご質問等ございますでしょうか。

私の方から1件、自動移換の件につき要望でございます。当然我々も事業主として、資格を喪失した際の移換の手続については、退職手続き時によく説明する等、周知のため種々の取り組みをしているところでございます。一方で、事業主側の努力だけでは難しい部分もあると思っております。

例えば、事業主が退職手続き時に特定の金融機関を勧めるような行為をしてもよいのか等判断が難しい部分も多いわけです。従って、例えば、国基連のホームページをより一層充実させていただく等、情報提供面で少しご工夫をいただければと思っております。今後も事業主と一体となって取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

○ 吉野委員

私ども国民年金基金連合会では、通知にも抜粋版を付けていただいておりますけれども、各事業主の方にどういう手続を取ったらいいかということ、どのように教えていただくべきかというふうな冊子を作成して配付いたしました。また、私どものホームページの中でも、特に退職者、離職者の方向けのページを1つ設けて、そこをごらんいただければあらかたの手続がわかるようにしたり、また、運営管理機関につきましても、ほとんどの機関とリンクを結びまして、あるいは具体的な連絡先も書くということで、手続がなるべく取りやすいようにというふうな工夫の方はできる限りやらせていただいております。

これからも、いろんな面で各事業主さんにご協力をとりながらやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 加子座長

どうもありがとうございます。ほかに何かご質問等ございますか。

○ 太田委員

この問題なんですけれども、実は、私ども退職者がいる中で、若干確信犯的にやっている人間もいるんです。

というのは、運営管理手数料等々で、自動移換されている方が非常にメリットが大きいという問題があり

まして、非常に賢い人間はその辺を見まして、あえてそちらになるようにもっていつているというようなところも若干見られるようなので、ただ単に周知徹底のみならず、その辺の経済的な合理性もお考えいただいた方がよろしいのではないかと思います。

○ 松岡企画官

確信的にやられている方については、なかなか難しいところもあるんですけども、そういった点についての対応について、またいろいろ検討していきたいと思います。

○ 加子座長

ありがとうございました。

それでは続きまして、次の議題であります「運営管理機関の実施状況について」に移らせていただきたいと思ひます。

まず、日本証券業協会を代表いたしまして、野村年金サポート&サービス株式会社の大江様からのご報告、続きまして、日本損害保険協会の年金制度プロジェクトチームのリーダー会社である東京海上火災保険株式会社から営業推進部部長の川村様からご報告をいただき、質疑応答につきましては、その後まとめて行いたいと思ひます。

それでは、大江様よろしくお願ひいたします。

○ 大江部長

野村年金サポート&サービスの大江と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は「運用関連運営管理業務の現状と課題」ということで、私どもの方からご報告をさせていただきますと思ひます。

本日、ご報告させていただきます内容は、主に数値的なものというよりも、私どもが今まで受託させていただいた経験に基づきまして、加入者様や、あるいは事業主様からのニーズ、あるいは現状の課題や、今後のサービス展開をどう考えていくかと、こういった点についてご報告させていただきますと思ひます。

まず、私どもの資料5でございますが、これの表紙をめくっていただき、1ページ目をご覧ください。

本日の説明を行います前に、まず、運用関連の運営管理機関であります、私ども野村年金サービス&サービスという会社が一体どういう会社なのか、その概要についてちょっと簡単にご説明させていただきます。

私どもは、本年の1月5日に、野村グループにおきまして年金関連のサービス業務を行っております3社が合併をいたしまして、更に、野村証券の中にありました投資教育関連の支援業務に携わっておりました人員も移しまして、新たに発足した会社でございます。従来、私どもは確定拠出年金の運営に係る業務については、野村グループの中で、それぞれ最も適した能力を持った部門が担当するという考え方で、そういう体制をとっておりましたが、しかしながら、今後ますます多様化してくると思われまますお客様のあらゆるニーズにお応えすることができるよう、連携を強化して、お客様のニーズに迅速かつ柔軟にお応えできるようしようということで合併したわけでございます。

それでは、運用関連の運営管理機関として、お客様からいただいておりますニーズが一体どういうものがあるかということについて、ここからご説明させていただきますと思ひます。

次のページをごらんください。

私どもにいただいております事業主様のニーズ及び加入者様のニーズには、一体どのようなものがあるかということをご具体的にご紹介させていただきますと思ひます。

運用関連の運営管理機関に対していただくお客様のニーズというのは、大きく分けて、やはり加入者教育関連のもの、情報提供関連のものに分かれております。

まず、加入者関連の項目で申し上げますと、多いご要望というのは、ここに書いてある4つでございますが、1つは、できるだけ加入者のレベルに合わせた、わかりやすい投資教育を実施してほしいということで、まずは、わかりやすさということが第1点でございます。

2つ目は、それぞれ自社の就労形態などに合わせた柔軟な投資教育プログラム、つまりカスタマイズのご要望ということです。

3つ目は、事前の制度変更告知に関するサポートということでございますが、会社の方で行う制度変更を告知することのサポートをしてほしいということ。

4つ目は、確定拠出年金に関係のあるテーマというものを導入後の継続的な教育としては是非実施してほしいと、こういったようなご要望でございます。

多くの加入者の皆さんにとりましては、こういった投資性の商品を使って資産運用を行うというのが、初めての経験という方が多いので、何よりもこれは当然わかりやすすくないといけないということなんです、

制度の内容というのは、個社ごとに違う部分がございますので、このカスタマイズ対応のご要望をいただくというの、これはある意味で当然のことであろうかと思えます。

また、確定拠出年金の導入に当たりましては、既存の制度を一部、ないしは全部変更して導入されるというケースが多いかと思われますので、制度がどのように変わったのかということをお社員の皆さんにお伝えするというの、実はかなり大きな負担で、大きなイベントになるというふうに思われます。

この制度告知の業務をサポートしてほしいというニーズは、非常に多いというのが現状でございます。

更に、4番目のご要望としましては、導入時にセミナーを行うわけですが、導入された後に出てくるニーズとして、こういったご要望をよくお聞きします。導入のときの限定された時間ではなかなかできないことを、導入後の継続教育としてやりたいというご要望です。

確定拠出年金とは直接関係はないものの、ライフプランニングの知識などの習得のためのセミナーをやってほしいというようなご要望がしばしば出てまいります。

次に、情報提供関連の項目で申し上げますと、ごらんのような内容のものでございますが、特にコールセンターで自社の制度や手続のことも応えてほしいというご要望が極めて多い項目でございます。これらの内容は本来ならば、企業の事務局、人事部さんとか、そういったところに問い合わせが来るんだと思いますが、こういう質問をコールセンターで受けることで、企業側の事務局にとって大きな負担の軽減を果たすことができるということから、こういったご要望をたくさんいただいております。

あと、これはいつの時点でも非常に多いご要望なんですが、運用アドバイスがほしいということございまして、しかしながら、確定拠出年金という制度におきましては、なかなか実現が困難なことでありますし、私ども運営管理機関としても対応には大変苦慮しておるご要望ではございます。

ただ、中には制度の運営とは全く異なる外部の投資顧問会社でありますとか、あるいはFPの会社と契約をして、加入者の皆さんの個別相談への対応を検討されておられると、そういう企業もあるようにお聞きしております。

ただ、いずれこの問題は、加入者の皆さんが、今よりも多くの知識を習得されていったり、あるいは年金資産の残高、積み立てた残高が増えていく過程で必然的に今後も議論になる項目であるかもしれません。

こういうさまざまなご要望に対しまして、私どもは随時サービスを拡充することが重要であると考えておりまして、対応を図っております。

次のページをごらんください。

こうしたご要望に対しまして、私どもではさまざまに対応してきておりますが、中でも私どもは証券会社系の運営管理機関でございますので、証券系の運営管理機関としての役割でもありますし、また、強みでもあるというふうに認識しておりますが、これが加入者の皆さんへ、事業主様が提供する投資教育、これを支援するサービスでございます。

先ほどのご要望の中にもありましたように、事業主様、加入者様、いずれもわかりやすさということを極めて重要視されておられます。

私どもは、年金や資産運用の知識というものを十分にお持ちでない加入者の方に対して、徹底して易しい用語や、わかりやすい解説を行うことで、加入者の皆さんのご理解を助けていくようにすることが重要であるというふうに考えているわけですが、この点につきましては、運用とか、あるいは金融商品の専門家は、初心者にはわかりにくい専門用語などを多く使う傾向があると、こういうご指摘を従来から私どもにもたびたびいただいております。私どももそうしたご指摘を踏まえて反省しながら改善、改良を心がけてやってきております。

幸い弊社グループには、学校教育の場における金融証券知識の普及でございますとか、あるいは地域で実施されている生涯学習プログラムを支援する活動といったものも一貫して継続してきておりますので、そういった経験の中からできるだけ平易な説明をできるようなノウハウを蓄積すべく努力をいたしております。

また、これもしばしば議論されることではございますが、継続教育の重要性ということでありまして、確定拠出年金は言うまでもございませぬ、加入者にとっては60歳まで続く非常に長い制度でありますので、導入のときだけではなくて、先行きずっと継続して教育が行われるということが大切であると言えます。

一方では、先ほどご紹介した事業主様からのご要望にもありましたように、従業員の皆さんの不安を取り除くために、確定拠出年金制度が始まる前に、そもそもその制度の変更についての説明を行うことが必要で、そのサポートをしてほしいといったニーズもございませぬ。

こういう背景を踏まえまして、私ども導入前、それから導入のとき、そして導入後と、それぞれの段階で最も必要とされると思われる項目に重点を置いた段階的な投資教育プログラムをご提案させていただくこ